

県内他市の在宅高齢者介護用品購入助成制度の比較

自治体名	助成対象者等	助成の方法	助成金額等
広島市	<p>■①～③のいずれにも該当する人、または①～③のいずれにも該当する人を介護している市内在住の家族</p> <p>①市内に住所を有し、在宅で生活している</p> <p>②要介護4または5と認定されている</p> <p>③生活保護等を受けているまたは市民税非課税世帯に属している</p>	介護用品の現物支給	6,250円/月 75,000円/年
呉市	<p>■70歳以上の高齢者本人</p> <p>現に市内に居住し、要介護4または5に相当する人、又は中度以上の認知症状がある人で、尿失禁のために常時おむつを必要とし、次のいずれにも該当する高齢者</p> <p>①いきいきパス（敬老又は障害者）、福祉タクシー乗車証の交付を受けていない人</p> <p>②介護保険施設又は養護老人ホーム、障害者支援施設に入所していない人</p> <p>③市外の病院に入院、又は施設に入所していない人</p> <p>■65歳以上70歳未満で要介護4または5と判定された高齢者を介護する家族（市民税非課税世帯に限る）</p> <p>現に市内に居住し、要介護4または5と判定された高齢者を主として介護している人で、当該高齢者が上記①～③のいずれにも該当すること</p>	市内の協力店で使用可能な助成券を交付 ※申請月により交付枚数変更 ※年4回交付	要介護4・5 4,000円/月 48,000円/年 上記以外の支給決定者 2,000円/月 24,000円/年
竹原市	<p>■次のいずれにも該当する在宅高齢者の介護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有し、居住している在宅高齢者 ・在宅介護を必要とする状態にあり、要介護4又は5と判定された在宅高齢者 ・申請年度の市民税が在宅高齢者・介護者ともに非課税の世帯に属する者。 	介護用品の現物支給 ※半年ごとに更新申請必要。	60,000円/年
三原市	<p>■要介護3、4または5の在宅の要介護高齢者等を介護している同居家族に支給。</p> <p>ただし、要介護者・介護者ともに市民税非課税世帯に属していること。</p>	市内の取扱店で利用できる助成券を交付	要介護3 3,000円/月 要介護4・5 6,000円/月
尾道市	<p>■市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護3、要介護4または要介護5に相当する高齢者等であって、在宅で介護用品を必要とする者のうち、市民税非課税世帯に属する者又はその者を現に介護している家族。</p>	市内の協力店で使用可能な助成券を交付	要介護4・5 1,250円×5枚/月 要介護3 1,250円×3枚/月
福山市	<p>■次の全てを満たす場合、市内に住所を有する要介護者を在宅で介護している同居の介護者に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護者、介護者がともに市町村民税非課税世帯に属すること ・要介護者が、要介護認定4・5またはこれに相当する者 ・要介護者が、施設等に入所又は医療機関に入院していないこと 	市内の登録店で使用可能な用品券を交付 ※年3回に分けて交付 ※申請月により交付枚数変更	75,000円/年 6,250円/月×12月

県内他市の在宅高齢者介護用品購入助成制度の比較

自治体名	助成対象者等	助成の方法	助成金額等
府中市	■要介護4または5と認定された在宅高齢者を介護している家族 市民税非課税世帯	介護用品の現物支給	75,000円/年
大竹市	■市内に住所を有し、要介護認定が要介護4または要介護5で市民税非課税世帯の在宅のおおむね65歳以上の寝たきり高齢者を介護している家族等	市内の協力店で使用可能な助成券を交付 ※助成券は3月ごとに交付	60,000円/年 5,000円/月×12月
東広島市	■次のいずれにも該当する者の介護者に支給 ・同一世帯（世帯分離含む）で同居して介護している者 ・要介護認定4・5の者、又は要介護認定4・5相当の心身状態であると認められた者 ・在宅で介護をしている者 ・要介護者、介護者ともに市民税非課税世帯	市内の協力店で使用可能な助成券を交付 ※前期（4～7月）と後期（8月以降）の2回に分けて交付	75,000円/年 (2,500円×最大30枚)
廿日市市	■要介護4又は5に認定された高齢者を自宅で介護する、市民税非課税世帯の同居の家族に支給	定期的（月1回）に指定された介護用品を居宅に届ける	6,250円/月
安芸高田市	■要介護3以上の認定を受けた要介護者を、在宅で現に介護している家族の方が対象。 ・住民基本台帳上、介護者及び要介護者のどちらもが市内に住所を有していること。 ・要介護認定の有効認定期間内であること。	市内の指定事業所で使用できる介護用品引換券を交付 ※1,000円×5枚を毎月交付	5,000円/月
江田島市	制度なし		
三次市	■次のいずれにも該当する要介護者を、現に介護している市民税非課税世帯に属する方へ支給 ・市内に住所を有し、現に居住している方 ・在宅介護を受け、介護用品を必要とする状態にある方 ・介護保険の要介護4・5と認定された方又は同程度と認められる方 ・市民税非課税世帯に属する方	介護用品の現物支給 ※1回当たりの給付額は20,000円以内で3ヶ月相当分	75,000円/年
庄原市	■次のいずれにも該当する者の主たる介護者であること（※介護者がいない場合、当該要介護者本人も可） ・本市に住所を有し、居住している者 ・要介護認定3、4または5と判定されている者 ・要介護者および介護者が市町市民税非課税世帯に属していること	市内の協力店で使用できる助成券を交付 ※申請月により交付枚数変更	75,000円/年 (3,000円×最大25枚)

* 県内の市（高齢者福祉担当課）に対する高齢者福祉施策に関する調査の回答結果より（「庄原市と県内他市との比較」に掲げる項目）